

池田町花とハーブの里づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の美しい景観づくり、健康づくり、仲間づくり及び地域づくりの推進を図るため、自主的な花づくり活動を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金交付規則（平成10年池田町規則第16号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす花とハーブの里づくり活動とする。

- (1) 実施場所が、道路に面した私有地、管理者が承諾した地域の公園、広場、集会施設、主要道路付近等公共性の高い場所であること。
- (2) 花の耕作面積は、プランターで合計10個以上、花壇では合計一坪（3.3㎡）以上であること。
- (3) 一年草、多年草、宿根草、球根又は花木の類が連続的又は集散的に植栽されるものであること。
- (4) 申請年度において、本補助金制度及び花づくり活動に対する他の補助制度を利用していないこと。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、町内に居住する個人、町内に所在する企業・5名以上5世帯の町民からなる団体で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自主的な活動として花とハーブの里づくり活動を行うもの
- (2) 美しい景観づくりや地域づくりに意欲のあるもの
- (3) 町の開催し指定する花とハーブの里づくりに関する事業へ参加するもの
- (4) 1年以上継続して活動するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 次に掲げるものの購入に要する経費
 - ア 花苗、種子、球根、花草及び花木

イ プランター等

ウ 土、肥料及び消毒液

エ 防草シート及びその類似物

(2) 前1号に掲げる経費のほか、町長が必要と認めるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、一の年度において個人においては1万円、企業・団体においては3万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額とする。
(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、花とハーブの里づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類・必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施予定箇所の位置図

(2) 私有地以外の公共性の高い場所で実施する場合には、事業の実施に対する所有者等の同意書

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
(補助金の決定)

第7条 町長は、前条による補助金交付の申請があったときは、提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。

2 町長は、補助金の交付を決定した場合は、池田町花とハーブの里づくり事業補助金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
(交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、規則第5条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた後に着手しなければならない。

(2) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 申請者は、交付申請書の内容を変更、中止しようとする場合は、花とハーブの里づくり事業補助金変更・中止申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、町長に提出し

その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業を完了した場合は、速やかに花とハーブの里づくり事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）（様式第4号）に以下の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施箇所の写真

(2) 領収書等所要経費の支払内容が分かる書類の写し

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認める場合は、池田町花とハーブの里づくり事業補助金確定通知書（様式第5条）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助金の額の確定を受けた申請者は、すみやかに花とハーブの里づくり事業補助金交付請求書（様式第6条）を町長に提出するものとする。

(その他)

第13条 町長は、必要があると認める場合は、申請者に事業の実施状況及び花の管理状況の報告を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告を求められた場合は、速やかに町長に報告するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

花とハーブの里づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

年度池田町花とハーブの里づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- ・ 事業実施予定箇所の位置図
- ・ 私有地以外の公共性の高い場所で実施する場合には、事業の実施に対する所有者等の同意書

(別紙1)

事業計画書

1. 実施場所 _____

2. 実施期間 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月

3. 実施内容

作業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

4. 事業経費の内訳

内 容	金 額	積 算 内 訳
花・ハーブ苗		
肥料代 材料費		
他		
計		

様式第2号（第7条関係）

池田町花とハーブの里づくり事業 補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

年 月 日付で申請のあった 年度池田町花とハーブの里づくり事業補助金について、下記条件を付して交付決定します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用することはできません。
- 3 補助金額は、事業実績報告書の基づき算定し確定するものとします。
（実際の事業費が見積額を下回ったときは、公布補助金額が上記決定額を下回る場合があります。）
- 4 事業完了後は、速やかに「様式第3号 実績報告書」を提出してください。
- 5 補助事業は、原則として当該事業に着手した日の属する年度の3月31日までに完了してください。
- 6 事業を変更・中止する場合は、速やかに「様式第2号 変更・中止申請書」を呈出してください。また、補助金の全部または一部を交付しないこともあります。

様式第3号（第8条関係）

花とハーブの里づくり事業変更・中止申請書

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

年 月 日付第 号をもって交付決定のあった花とハーブの里づくり事業を計画変更・中止したいので、池田町花とハーブの里づくり事業補助金要綱の規定により、次のとおり申請します。

1 補助額

変更無し 変更有り（希望額 _____ 円）

2 変更内容

当初計画	変更計画	理由

3 変更又は中止（廃止）年月日 年 月 日

※必要に応じて説明資料を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

花とハーブの里づくり事業補助金実績報告書

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

年 月 日付 第 号をもって交付確定のありました、花とハーブの里づくり事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- ・ 事業実施が確認できる写真2枚以上
- ・ 領収書等事業費の支出内容が分かる書類の写し
- ・ 池田町花いっぱいコンクール応募申込書

(別紙1)

事業報告書

1. 実施場所 _____

2. 実施期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月

3. 実施内容

作業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

4. 事業経費の内訳

内 容	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A-B)	説 明
花・ハーブ苗				
肥料代 材料費				
他				
計				

様式第5号（第11条関係）

池田町花とハーブの里づくり事業 補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

年 月 日付で実績報告のあった池田町花とハーブの里づくり事業実績報告書を審査の結果、下記の金額を確定したので通知します。

なお、様式第 号「補助金交付申請書」で補助金の請求を行って下さい。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

様式第6号（第12条関係）

様式第6号（第12条関係）

池田町花とハーブの里づくり事業 補助金交付（概算払・精算払）請求書

年 月 日

池田町長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話場番号 _____

年 月 日付で交付（決定・確定）のあった、池田町花とハーブの里づくり事業補助金を次の通とおりに請求します。

記

補助金交付（決定・確定）額	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円

振込み先口座

金 融 機 関 名	銀行	支店	ふりがな	
	信金	支店	口座名義	
	農協	支所	口座番号	